

番号	内容	関係条項
17	開発許可制度における道路の定義	法第4条第14項

開発許可制度における「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路、道路運送法第2条第8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所（道路交通法第2条第1項第1号）をいいます。

なお、都市計画法に基づき設置された幅員4m以上の道路は、建築基準法上の道路（建築基準法第42条第1項第2号の都市計画法による道路）となるので、改めて建築基準法による道路位置指定（同法第42条第1項第5号）を受ける必要はありません。

<参照審査基準>

- 福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」p.7 §1-4（1）「公共施設」、p.10～17 §1-6（2）「ア 道路」